

健康食品による健康被害事例検討会の位置づけについて

- 健康食品健康被害事例検討会(以下「検討会」)については、食品安全部長が招集する検討会とする。
- 検討会の意見は、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会(以下「調査部会」)に報告するものとする。

検討会の流れ

